

「情報公開文書」

受付番号： 2026-1-441

課題名：東北大学病院検査部における医療データを利活用した臨床検査に関する後方視的疫学研究

研究(2) 造血器腫瘍の診断補助・治療選択・予後予測における遺伝子検査の臨床的有用性に関する研究

1. 研究の対象

研究(2) 2020年1月以降の研究期間中、臨床診断を目的に造血器腫瘍遺伝子検査を受けた方

2. 研究期間

2026年8月（倫理委員会承認後）～2031年3月
（研究期間を延長する場合、東北大学大学院医学研究科のホームページに掲載する）

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当機関で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日： 2026年9月20日

提供開始予定日： 該当なし

4. 研究目的

研究(2) 血液のがんの遺伝子検査結果が、病気の診断やどのような治療をするのか、再発のしやすさや予後の予測にどれだけ役立つかを調べます。

5. 研究方法

研究(2) 血液のがんについて、診断や治療中に調べた遺伝子の結果と、病気の種類、治療歴、薬の情報等と合わせて、どの病気かを見分けるのに役立つか、どんな治療をするか決めるのに役立つか、再発しやすさや今後の見通しを予想するのに役立つかを調べます。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

研究(2) 情報：年齢、性別、病歴、治療歴、検査結果、カルテ番号、診療記録 等

7. 外部への試料・情報の提供

研究(2) 該当なし

8. 研究組織

研究(2) 本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

研究(2)

当機関では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

使用する研究費は運営費交付金等です。

外部との経済的な利害関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、情報が当該研究に用いられることについて研究対象者もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究対象者に不利益が生じることはありません。

当機関における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学病院 検査部・加藤 浩貴

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

連絡先：022-717-7373

hiroki.kato.a5@tohoku.ac.jp

当機関の研究責任者：東北大学大学院医学系研究科・耳鼻咽喉科・頭頸部外科学分野

東北大学病院・検査部

香取 幸夫

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1) 以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください

さい。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合